

政令第 号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部を改正する政令

内閣は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。
 第十一条第二項中「第二条」を「第五条」に改める。

別表第一第一号の表沿海区域を航行区域とする船舶及び丙区域内において従業する漁船の項中「千六百トン」を「五千トン」に改め、同項の次に次のように加える。

近海区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの	総トン数二百トン未満のもの		船長	五級海技士（航海）
	総トン数二百トン以上五百トン未満のもの		船長	四級海技士（航海）
	総トン数五百トン以上五千トン未満のもの		一等航海士	五級海技士（航海）
			船長	四級海技士（航海）
			一等航海士	五級海技士（航海）
			船長	四級海技士（航海）

別表第一第二号の表沿海区域を航行区域とする船舶及び丙区域内において従業する漁船の項中「三千キロワット」を「六千キロワット」に改め、同項の次に次のように加える。

	総トン数五千トン以上のもの		
	二等航海士	船長	五級海技士（航海）
	一等航海士		三級海技士（航海）
	二等航海士		四級海技士（航海）
			五級海技士（航海）

近海区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定める区域のみを航行するもの			
出力七百五十キロワット未満の推進機関を有するもの	出力七百五十キロワット以上千五百キロワット未満の推進機関を有するもの	出力千五百キロワット以上六千キロワット未満の推進機関	千キロワット未満の推進機関
機関長	機関長	機関長	機関長
五級海技士（機関）	四級海技士（機関）	五級海技士（機関）	四級海技士（機関）
		一等機関士	一等機関士

	を有するもの		
	出力六千キロワット以上の推進機関を有するもの		
	二等機関士	一等機関士	機関長
	五級海技士（機関）	四級海技士（機関）	三級海技士（機関）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

近年の内航海運を取り巻く状況の変化に伴い、近海区域の一部のみを航行する船舶に対応した船舶職員の乗組みに関する基準を定める等の必要があるからである。